

令和7年9月16日

保管した簡易違反広告物に関する公示

屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 7 条第 4 項の規定に基づき、除却した広告物又は掲出物件を保管していますので、同法第 8 条第 2 項の規定によりその保管物件を下記のとおり公示します。

返還の申し出をする場合は、本人を確認できる書面、当該屋外広告物の所有者等であることを証する書面及び印鑑をご持参のうえ、「所沢市役所低層棟 2 階道路維持課」に来庁し、返還を受けてください。

公示の日から 2 日を経過してもなお返還の申し出がない場合は、屋外広告物法第 8 条第 3 項又は第 4 項の規定により売却又は廃棄することがあります。また、公示の日から 6 箇月を経過してもなお返還の申し出がないときは、当該屋外広告物の所有権は、所沢市に帰属します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

保管の場所		所沢市大字上安松1167番地(所沢陸橋下倉庫)				
整理番号	名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却した日時	保管を始めた日時	摘要
070827	はり札	32	下安松852番地他	令和7年8月27日 9:18~14:50	令和7年8月27日	
	立看板			令和7年8月27日 9:18~14:50	令和7年8月27日	
070828	はり札	13	上新井2丁目69番地他	令和7年8月28日 9:20~14:51	令和7年8月28日	
	立看板			令和7年8月28日 14:51	令和7年8月28日	

所沢市告示 第428号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条
第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年9月16日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 撤去した日 令和7年9月12日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 6台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町2番12号
電話04-2924-9419
月～土曜日(12/29～1/3を除く)
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
 - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
 - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140

農業振興地域整備計画の変更について

所沢市農業振興地域整備計画を変更するので、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）」第 13 条第 4 項で準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき公告するとともに、当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、所沢市に住所を有するものは、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 9 月 16 日

所沢市長 小野塚 勝俊

1. 農用地利用計画の変更案の縦覧場所

所沢市役所別館 産業経済部 農業振興課
(所沢市並木一丁目 1 番地の 1)

2. 農用地利用計画の変更案の縦覧期間

自 令和 7 年 9 月 17 日
至 令和 7 年 10 月 16 日